



## 価格高騰特別対策支援金を支給します



### ■対象世帯

令和5年6月1日時点で町に住民登録があり、広報さかき7月号に掲載の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の支給対象にならない、次に該当する世帯

#### 1. 令和5年度住民税所得割非課税世帯

世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯

ただし、住民税所得割を課税されている方の扶養親族等である場合、その世帯は対象外となります。

#### 2. 家計急変世帯

予期せず令和5年1月から12月までの収入が減少し、世帯全員が住民税所得割非課税相当であると認められる世帯

### ■支給額

1世帯あたり2万円

### ■手続きおよび支給方法

#### (1) 令和5年度住民税所得割非課税世帯

##### ① 町から令和4年度に実施した「長野県生活困窮世帯緊急支援金」を受けた方

- ・ 支援金を受給するための手続きは不要です。8月上旬に町から「支給申込書」をお送りします。
- ・ 受給口座を変更する場合は、手続きが必要になります。

##### ② 上記①以外の方

- ・ 支援金を受給するための手続きが**必要**です。8月中旬に町から「確認書」をお送りします。
- ・ 「確認書」に必要事項を記入し、必要書類とあわせて期限内に福祉健康課へ提出してください。

#### (2) 家計急変世帯

申請が**必要**です。「申請書」は福祉健康課窓口に設置してありますので、必要書類とあわせて期限内に福祉健康課へ申請してください。内容確認後に順次振込みます。

### ■提出・申請期限

1. 令和5年度住民税所得割非課税世帯 「確認書」: 12月15日(金)

2. 家計急変世帯 「申請書」: 令和6年1月31日(水)



## 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

### ■対象者

令和5年度住民税所得割非課税の方、または、令和5年1月から12月までの家計が急変し、住民税所得割非課税である方と同様の事情があると認められる方で、以下のいずれかの要件に該当する方

#### 1. 令和5年4月分の児童手当、特別児童扶養手当を受給した方

#### 2. 令和5年5月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の受給資格の認定または額の改定認定を受けた方

#### 3. 令和5年3月31日時点で、平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した児童を養育する方

### ■支給額

対象児童1人あたり3万円

### ■手続きおよび支給方法

#### (1) 令和5年4月分の児童手当、特別児童扶養手当を受給した方

- ・ 給付金を受給するための手続きは不要です。受給口座を変更する場合は、手続きが必要になります。

#### (2) 上記(1)以外の方

- ・ 給付金を受給するための手続きが**必要**です。
- ・ 「申請書」に必要事項を記入し、必要書類とあわせて期限内に福祉健康課へ申請してください。

### ■申請期限

「申請書」: 令和6年2月29日(木)